

地域福祉計画等中間見直しにかかる市民アンケート調査について

1 中間見直しの方向性（第3回審議会 資料⑥再掲）

【中間見直しの方向性】

地域福祉計画の中間見直しについては、原則として基本方針等骨子となる部分の変更は行わず、以下の項目の検証により変更が必要と考えられる項目の修正を行う方向性としたい。

また、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画の中間見直しについては、掲載内容の充実化等について検討を行うこととしたい。

（ただし、成年後見制度利用促進基本計画の中間見直しについては成年後見制度利用促進審議会での審議となる。）

○ 現行の計画書の内容をもとに、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、認知症施策推進計画、第7期障害者計画、第8期障害福祉計画および第4期障害児福祉計画の策定により、基本施策に掲載されている各事業等で変更が生じる箇所の修正を行う。

○ 地域福祉計画に掲載している各事業について、担当課での評価をもとに必要に応じて見直しを行う。

また、資料編に記載の取組指標（P.211～220）についても必要に応じて見直しを行うとともに、評価指標の現状値は令和7年度実績および令和8年度見込の数値を掲載し、評価指標の見込値は令和9年度～令和11年度の数値を設定する。

○ 中間見直し時に実施するアンケート調査の集計結果を令和6年度策定時のものと比較し、各事業の見直しを行う際の資料として活用する。

○ 支会単位の11地区ごとでデータ集計ができるもの（自治会加入世帯数、障害者手帳所持者数等）を計画書に追加で掲載し、地区ごとの傾向が把握できるようにする。

○ 令和7年度策定のこども計画の内容を必要に応じて反映させる。

⇒ 3年前（令和5年度実施）のアンケート調査との経年比較を行い、見直しが必要と考えられる事業を検討する際の資料とするため、アンケート調査を実施する。

2 調査対象者等

(1) 調査対象者

市内在住の18歳以上の男女1,000人（無作為抽出）

(2) 調査内容

- ・ あなたご自身について
- ・ 福祉サービス等について
- ・ 地域について
- ・ 人とのつながりについて
- ・ 地域活動、ボランティア活動について
- ・ 成年後見制度について
- ・ 再犯防止について
- ・ これからの地域福祉について
- ・ 地域共生社会におけるアイデアや福祉に関するご意見（自由記述）

3年前（令和5年度実施）のアンケート調査との経年比較を行うため、前回の設問と同様とする。

また、以下の選択肢および設問を追加する。

- ・ 重層的支援体制整備事業を令和6年度から本格実施しているため、一部の設問の選択肢に「地域福祉コーディネーター」を追加
- ・ 自治会加入の有無の設問の後に、自治会に加入していない理由の設問を追加
- ・ 前回のアンケート調査後に示された国の動向等を踏まえて再犯防止推進計画を策定していることから、「再犯防止について」の設問を追加

(3) 調査方法

- ・ 発送方法 郵送
- ・ 回答方法 返信用封筒による回答もしくは電子申請による回答

3 今後のスケジュール（予定）

2月～3月中旬	アンケート調査票発送準備 （調査票等印刷、対象者抽出、調査票封入封緘等）
3月下旬	アンケート調査票発送
4月17日（金）	回答締切
4月～5月中旬	回答入力・集計・分析作業
5月20日（水）	審議会へアンケート結果を報告
5月下旬	分析結果を計画策定支援業務委託事業者へ送付 （各事業の見直し時の資料として事業者と共有）

※ 以上の作業を当市で行う。

※ 今後の作業状況等により変更の可能性あり

4 アンケート調査票（案）

別紙のとおり

地域共生社会を推進するための アンケート調査 ご協力をお願い(案)

市民の皆様には日頃から福祉行政にご支援・ご協力いただき、ありがとうございます。

青梅市では、誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまちづくりを目指して、令和6年度に「第5期青梅市地域福祉計画」を策定しました。

このアンケート調査は、18歳以上の市民1,000人を対象に実施し、皆様の地域福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画の中間見直しの際に反映することを目的としています。

また、このアンケート調査に際しましては、プライバシーの保護に万全を期しておりますのでご安心いただき、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



青梅市公式キャラクター
ゆめうめちゃん

令和8年3月

青梅市長 大勢待 利明

ご記入にあたってのお願い

- この調査票には、お名前・ご住所は記入する必要はありません。
- ご記入は、宛名のご本人にお願いいたします。ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族の方などがご本人のお考えをお聞きのうえ、またはご意向をくみ取ったうえで、代理でのご記入をお願いいたします。
- お答えは、あてはまる回答の番号に○をつけてください。また、記入欄については、具体的にその内容をご記入ください。
- なお、本調査の結果は統計的に処理いたしますので、お答えいただいた方にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。思っていることをそのままご回答いただきますようお願い申し上げます。
- ご記入いただいた調査票は、**4月17日(金)**までに、切手を貼らずに同封の封筒に入れて投函してください。ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。
- また、こちらの用紙での回答のほか、Webでの回答が可能です。
右のQRコードからアクセスしてご回答いただけます。



【調査に関するお問い合わせ先】

青梅市 健康福祉部 地域福祉課 福祉政策担当

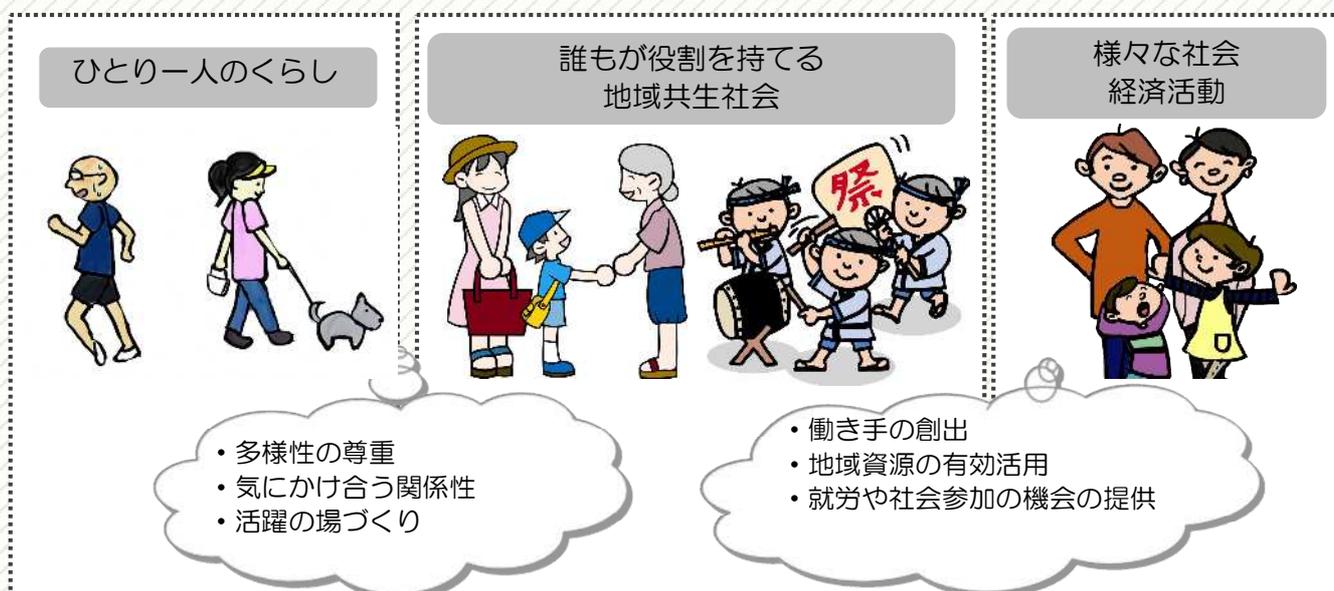
電話：0428-22-1111（内線 2323・2329） F A X：0428-22-3508

■ 地域共生社会って何？

普段の生活の中で、ちょっとした不安や不便を感じたことはありませんか？

こどもの登下校が心配…、災害時の対応が不安…、外出したくても交通手段がない…など。こういった不安や不便さは、ほんの少しの手助けや気づかいで解決できることがたくさんあります。

「地域共生社会」とはそういった問題を地域の中で解決し、地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。



■ 青梅市がめざす姿

— みんなが顔見知りのまち —

青梅市は、誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまちを目指しています。

地域の皆さんの参加と協力が必要不可欠です
市民参画の一環として、市民アンケートへのご協力を
よろしくお願いします

1. あなたご自身について

問1 あなたの性別は。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 回答しない |
|-------|-------|----------|

問2 あなたの年齢は。(○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 18～19 歳 | 4. 40 歳代 | 7. 65～74 歳 |
| 2. 20 歳代 | 5. 50 歳代 | 8. 75 歳以上 |
| 3. 30 歳代 | 6. 60～64 歳 | |

問3 あなたのお住まいの地域は。(○は1つ)

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 1. 青梅地区 | 4. 梅郷地区 | 7. 成木地区 | 10. 河辺地区 |
| 2. 長淵地区 | 5. 沢井地区 | 8. 東青梅地区 | 11. 今井地区 |
| 3. 大門地区 | 6. 小曾木地区 | 9. 新町地区 | |

問4 あなたの世帯構成は。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. ひとり世帯 | 5. 3世代世帯 (親と子と孫) |
| 2. 夫婦のみの世帯 | 6. その他 () |
| 3. 2世代世帯 (親と子) ※選択肢4を除く | |
| 4. 2世代世帯 (ひとり親と未成年の子) | |

問5 あなたの職業は。(○は1つ)

- | | | |
|--------------|------------|--------|
| 1. 正規職員・正規社員 | 4. 専業主婦・主夫 | 7. その他 |
| 2. 非正規社員 | 5. 学生 | () |
| 3. 自営業 | 6. 年金暮らし | |

問6 あなたの住居形態は。(○は1つ)

- | | | |
|---------------|--------------|--------|
| 1. 持ち家 (一戸建) | 4. 借家 (一戸建) | 7. その他 |
| 2. 持ち家 (集合住宅) | 5. 借家 (集合住宅) | () |
| 3. 公営の賃貸住宅 | 6. 社宅・寮など | |

問7 あなたの経済的な暮らし向きは、いかがですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|----------|--------|
| 1. ゆとりがある | 3. 普通 | 5. 苦しい |
| 2. ややゆとりがある | 4. やや苦しい | |

問8 あなたは今の生活において困っていることはありますか。(○は1つ)

1. ある

2. ない

問8-1 問8で「1」を選んだ方

どんなことに困っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 生活費など経済的問題

6. 親以外の家族の介護・介助のこと

2. 仕事に関すること

7. ひきこもりの家族がいること

3. 自分の健康のこと

8. 近所の人間関係のこと

4. 育児・子育てに関すること

9. 特にない

5. 親の介護のこと

10. その他 ()

問8-2 問8で「1」を選んだ方

問8-1でお答えのことについて、現在、どこかに相談をしていますか。(○は1つ)

1. している

2. していない

問8-3 問8-2で「1」を選んだ方

現在、どこに(誰と)相談をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族・親族

6. こども家庭センター

2. 自治会、地域の人

7. 地域包括支援センター

3. 民生委員・児童委員

8. 地域福祉コーディネーター

4. 市役所

9. 病院

5. 社会福祉協議会

10. その他 ()

問8-4 問8-2で「2」を選んだ方

相談をしていない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 相談するまでの内容でない

4. 忙しくて相談できない

2. どこに相談していいかわからない

5. 特にない

3. 相談しても解決が期待できない

6. その他 ()

問13-1 問13で「1」「2」を選んだ方

どのようなときに、地域とのかかわりの必要性を感じますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 近所と人に気軽に相談したいと思ったとき
2. 高齢者の孤独死や虐待、火災からの逃げ遅れなどを聞いたとき
3. こどもの虐待やいじめ、誘拐などを聞いたとき
4. 近所で不審者や犯罪の被害を聞いたとき
5. 近所に手助けが必要な人を見かけたとき
6. 防犯活動や防災活動など、地域ぐるみで取り組んでいる活動があることを聞いたとき
7. 地域の行事に参加したとき
8. その他 ()

問14 あなたは、地域の人から頼まれた場合、自分からしてあげられることはありますか。

※いつもではなく、ときどきでもしてあげられることも含む。(あてはまるものすべてに○)

1. 安否確認の声かけ
2. 散歩や買い物に付き合う
3. 短時間のこどもの預かり
4. 買い物・用事の代行
5. 庭の手入れや掃除の手伝い
6. 郵便物・宅配物の一時預かり
7. 地域の人との協力体制づくり
8. 災害時の手助け（避難時の誘導など）
9. 支援のための制度やサービスの紹介
10. 市役所や社会福祉協議会への相談
11. できることはない
12. その他 ()

問15 あなたが地域の人にしてほしいと思うことはありますか。

※いつもではなく、ときどきでもしてほしいことも含む。(あてはまるものすべてに○)

1. 安否確認の声かけ
2. 散歩や買い物に付き合う
3. 短時間のこどもの預かり
4. 買い物・用事の代行
5. 庭の手入れや掃除の手伝い
6. 郵便物・宅配物の一時預かり
7. 地域の人との協力体制づくり
8. 災害時の手助け（避難時の誘導など）
9. 支援のための制度やサービスの紹介
10. 市役所や社会福祉協議会への相談
11. してほしいことはない
12. その他 ()

問16 ご自宅や近所に、次のような見守りなどの支援が必要な人や世帯、何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯はありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 高齢者のひとり暮らし世帯
2. 寝たきりと思われる人
3. 認知症と思われる人
4. 病気療養中と思われる人
5. 生活に困窮していると思われる人
6. 大量のごみが自宅や周辺に放置されている世帯（ごみ屋敷）
7. 高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯（老老介護）
8. 近隣や地域と関わりを持たない人や世帯
9. 高齢の親が同居する中高年の子の生活を支え、経済的に困窮している世帯（8050問題）
10. 子育てと親の介護をひとりで同時に抱えている世帯（ダブルケア）
11. こどもが家族の介護などによって、自分の時間を持たない世帯（ヤングケアラー）
12. 家族の間で虐待が疑われる世帯（虐待）
13. その他、複数の困り事や深刻な課題を抱えていると思われる世帯
14. いない
15. わからない

問17 生活に困っている人を地域で支えることについて、あなたはどのように思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 直接的な支援（家事・学習の支援など）をしてみたい
2. 間接的な支援（生活必需品の寄付など）をしてみたい
3. 支援したい気持ちはあるが、自分の生活があるので難しい
4. 関わりたくない
5. わからない
6. その他（)

問18 生活に困っている人を市が支援していくために、どのような取り組みが有効だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 就労に必要な訓練の支援 | 5. 仕事の紹介やあっせん |
| 2. 社会参加を促す取り組み | 6. こどもに対する学習支援や居場所づくり |
| 3. 住居支援（宿泊・衣食の提供など） | 7. わからない |
| 4. 家計相談や指導、貸付のあっせん | 8. その他（) |

問25-2 問25で「4」（参加したことがない）を選んだ方

参加したことがない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| 1. 自治会などの団体に入っていない | 6. 体調がすぐれない |
| 2. 仕事などの都合で機会がない | 7. 知り合いがいない |
| 3. どのような行事や活動があるかわからない | 8. 家族の協力・理解がない |
| 4. 参加方法がわからない | 9. 付き合いになじめない |
| 5. 興味がない | 10. その他（ ） |

問26 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 現在、参加している | 3. 参加したことがない |
| 2. 以前に参加したことがある | |

問26-1 問26で「1」「2」（参加した）を選んだ方

あなたは、どのようなボランティア活動をしていますか。または、してきましたか。
（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1. 高齢者の援助 | 6. 青少年の健全育成に関する活動 |
| 2. 障がいのある人の援助 | 7. スポーツ・文化に関する活動 |
| 3. 子育ての支援やこどもの世話 | 8. 清掃・美化に関する活動 |
| 4. 自然や環境保護に関する活動 | 9. 防災・交通安全・防犯に関する活動 |
| 5. 国際交流に関する活動 | 10. その他（ ） |

問26-2 問26で「3」（参加したことがない）を選んだ方

参加したことがない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1. 仕事や家事で忙しい | 6. 家族の協力・理解が得られない |
| 2. 体が弱い、病気がちである | 7. 付き合いがむずかしそう |
| 3. 高齢者や病気の家族の世話をしている | 8. 興味や関心がない |
| 4. 一緒に参加する人がいない | 9. その他（ ） |
| 5. 活動の内容や参加の方法がわからない | |

問27 ボランティア活動に参加しようとする際、どういう点を重視しますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1. 気軽にできること (単発、時間が短いなど) | 7. 自分の将来に役立つこと |
| 2. 長く続けられること | 8. 自分の技能・経験をいかせること |
| 3. 誰にでもできること | 9. 人の役に立つこと |
| 4. 体を動かせること | 10. より良い社会につながる事 |
| 5. 多くの人と関われること | 11. 分からない、関心がない |
| 6. 新しい経験や学びを得ること | 12. その他 () |

6. 成年後見制度について

問28 あなたは、成年後見制度について知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. よく知っている | 3. 制度名も内容も知らない |
| 2. 制度名は知っているが、内容は知らない | |

※成年後見制度：認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、福祉サービスの契約をしたり、不動産や預貯金などの財産管理をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援する人(成年後見人等)を設ける制度のこと。家庭裁判所に申立てをする必要がある。

問29 将来的にあなた自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|------------|----------|
| 1. 利用したい | 3. わからない |
| 2. 利用したくない | |

問29-1 問29で「1」(利用したい)を選んだ方

成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 配偶者や子などの親族 | 4. 市民後見人 |
| 2. 弁護士や司法書士などの専門職 | 5. わからない |
| 3. 社会福祉法人などの団体 | 6. その他 () |

ご記入いただいた調査票は、4月17日(金)までに、切手を貼らずに同封の封筒に入れて投函してください。

ご協力ありがとうございました。

